

.....

日本放送協会 理事会議事録

(2023年 4月11日開催分)

2023年 4月28日(金)公表

.....

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2023年 4月11日(火) 午前10時30分～10時45分

<出席者>

稲葉会長、井上副会長、林専務理事、板野専務理事、
小池専務理事、伊藤専務理事、児玉理事・技師長、中嶋理事、
熊埜御堂理事、山内理事、安保理事、山名理事
大草監査委員

<場所>

放送センター役員会議室

<議事>

稲葉会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 2023年度標準役員報酬について
- (2) 2023年度役員交際費の支出限度額について
- (3) 日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について

2 報告事項

- (1) 令和4年度決算の日程について
- (2) 放送番組審議会議事録(資料)

3 審議事項

(4) 第1422回経営委員会付議事項について

議事経過

1 審議事項

(1) 2023年度標準役員報酬について

(秘書室)

2023年度の標準役員報酬について、審議をお願いします。

2023年度の標準役員報酬については、会長、副会長、専務理事、理事とも2022年度と同額としたいと思います。なお、上期の期末報酬については、年間報酬額の20%を上限に増額または減額することがあります。

本件が了承されれば、本日開催の第1422回経営委員会に諮ります。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日開催の第1422回経営委員会に諮ります。

(2) 2023年度役員交際費の支出限度額について

(秘書室)

2023年度役員交際費の支出限度額について、審議をお願いします。

役員交際費の使途の範囲は、事業に関係のある方に対する謝礼品、事業に関係のある方との会食を伴う打合せ、事業に関係のある方の慶弔等に際し支出する金品、事業に関係のある外部団体等に支払う各種会費です。今年度の支出限度額は、2022年度と同額としたいと思います。

本件が了承されれば、本日開催の第1422回経営委員会に諮ります。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日開催の第1422回経営委員会に諮ります。

(3) 日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について

(視聴者局)

日本放送協会放送受信料免除基準（以下、「免除基準」）の一部変更について、審議をお願いします。

1月に公表した『NHK経営計画（2021－2023年度）※2023年1月修正』に基づき、学生を対象とする免除の拡大を実現するために、免除基準の一部を変更したいと考えています。

親元等から離れて暮らす学生は、コロナ禍や物価高の影響等により、経済的に厳しい状況が続いていると考えられます。こうした状況を踏まえ、現在、受信料の全額免除の対象としている「親元等が市町村民税非課税の世帯の学生」や「奨学金を受給している学生」に加えて、「社会保険制度において被扶養者となっている学生」や「被扶養者となっている学生と同等の収入水準にある学生」についても対象とします。

具体的には、現行の学生に対する免除基準に「年間収入が一定額（130万円）以下の学生」、「国民年金保険料の学生納付特例対象の学生」、「国民健康保険の修学特例対象の学生」を追加します。

免除の適用には、放送受信契約者からの申請が必要となります。所定の「免除申請書」に必要事項を記入のうえ、免除に該当する証明書を添付し、NHKに提出していただきます。免除事由存続の確認調査は、修業年限の最終年度に契約者に対して実施します。以上の実施内容や具体的な手続きについては、NHKのホームページで公開するなど、十分な周知を図ります。免除の拡大により、現在の契約者のうち、新たに全額免除となる件数は約19万件を見込んでいます。

また、免除基準から、すでに措置を終了した「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置」についての付則を削除します。

施行日は2023年10月1日を予定しています。

免除基準の変更については、総務大臣に認可申請する案の議決にあたり、法令に基づき、経営委員会において意見募集を行うこととなっています。本議案の内容が了承されれば、本日開催の第1422回経営委員会に諮ります。

（会 長） ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日開催の第1422回経営委員会に諮ります。

2 報告事項

（1）令和4年度決算の日程について

（経理局）

令和4年度決算の日程について報告します。

NHKの決算は、放送法第74条の規定により、当該事業年度経過後3か月以内に総務大臣に「財務諸表」を提出することとなっています。

これを踏まえ、令和4年度の決算は、2023年6月27日開催予定の経営委員会での議決に向け、取り進めたいと思います。

「財務諸表」については、放送法第75条に定める監査委員会や会計監査人の監査を経て、6月27日開催予定の理事会で審議し、同日の経営委員会に諮る予定です。

本件は、本日開催の第1422回経営委員会に報告します。

(2) 放送番組審議会議事録（資料）

（メディア編成センター・国際放送局）

メディア編成センターと国際放送局から、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、地方放送番組審議会（関東甲信越、近畿、中部、中国、九州沖縄、東北、北海道、四国）の2023年2月開催分の議事録についての報告。

3 審議事項

(4) 第1422回経営委員会付議事項について

（経営企画局）

本日開催の第1422回経営委員会の付議事項について、審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として「2023年度標準役員報酬について」、「2023年度役員交際費の支出限度額について」です。審議事項として「日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について」です。報告事項として「令和4年度決算の日程について」、「2023年春季交渉の結果について」です。

（会 長） ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2023年 4月25日

会 長 稲 葉 延 雄